

令和5年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和5年10月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ☒3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ☒ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ☒ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 濱崎 稔 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦			
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
11 番 大 石 恵 子	12 番 久 保 繁 徳		

事務局長

皆さん、こんにちは。ただ今から令和5年10月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席委員は、農業委員3番佐次川委員、6番松本委員、9番梶山委員、推進委員1番山下委員、2番大久保委員、3番岩木委員、4番山口委員、8番鈴立委員、9番百枝委員、17番瀬川委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

本日は、総会終了後に長崎県農業会議、長崎県農業振興公社及び長崎県農林部農業経営課による地区別研修会を開催しますので、最後までよろしくお願い申し上げます。それから本年8月3日に松浦市長あてに提出しました「令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」について、回答がっております。このことにつきまして、来月11月の総会終了後に市長との意見交換会を開催することとしております。当日は、提出しました意見書と回答書の写しは事務局で準備いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、10月の総会に入りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。今事務局長より欠席の報告がありましたが、初めて10名の欠席というのは初めてで、それだけ一番忙しい時の農業委員会総会だったのかなと思います。ご出席いただきました皆様、ありがとうございます。10名分を皆様方のお力でカバーしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。県の農業委員会の会長会が10月18日、県農協会館で開催されました。午後からしっかりと研修をさせていただきました。最初は非常に目を突っ張って聞いていたんですけど、対馬の会長さんがおられまして、対馬に猪がいたということで、石垣を築いて一度、猪を撲滅と言いますか、いなくなるようにされたそうです。対馬は山ですから山の中に雄と雌がいたかも分からないんですが、あそこまで泳いでいったのが不思議でならないんですが。そしたらその後またいっぱい猪も鹿も増えて大変だったということで、どこでも一緒のように駆除を猟友会の方に頼んでなさっておられます。会長さんにどうですかとお尋ねしましたら、今までは100万円くらいしていたんだけど、猪を取り過ぎて減ってしまっ取れないようになったと言われました。とにかくよく取れる罠を見つけられた「日本で一番安い罠の店」というのがあるそうで、足くり罠で塩ビ管200くらいのを切ってどうにかしてワイヤーで作っているのか構造も何も分からないんですが、そういう風で猪が取れなくて困っているというようなことを羨ましいなど、是非そのことについて、松浦の事務局長に写真を送ってくださいと頼んでいるのですが、まだ来ないそうです。これは私達共通の大変な悩みですから、是非対馬の方と連絡を取って、取り過ぎて困るような状況に松浦もなったらいいなと感じました。その日の研修で一番良かったと後ろからヤジを飛ばしました。それから会長さんは寒蘭を沢山作って生計を立てておられるんですが、ヒヨドリが何羽も来て困っておられたんだそうです。それについてもヒヨドリの被害はなくなったとそのお話をされたんですが、それは割愛させていただきます。非常に日本全国で農業を取り巻く情勢は厳しいものがあります。

皆様方も既に肌で感じておられるように、肉用牛の生産につきましても色々なウクライナ情勢、アメリカのドルと日本の円相場、これも150円を突破したということで、もう円の力が弱くなってしまって、またこれも輸入の高騰の原因になるのではないかと心配し、そして肥育農家も沢山食べさせないといけないものですから、経営は大変であられると思います。そのあおりを食って我々生産する農家も非常に被害を受けておりまして、3年前の半分近い値段でどうもこうも経営が成り立っていかないような状況になっております。しかしながら、松浦も繁殖を増頭するような対策を立てて頑張ってきた訳ですが、この松浦市の地域経済に与える影響というのは、非常に今の低迷した状況でも農協の経営から、それから色々な商店街の売上高とか影響を与えて、このまましとったら松浦の基幹産業である農業そのものが、活動そのものが危なくなっていく、それで皆様方の力で一つ行政にもしっかり働きかけてこの産業が残るように結成していただきたいと思います。WCSの方も小さい繁殖農家さんも、もう牛を売りましたからWCSはしませんという報告があっているそうです。大変なことだと、山間地域を守るためにはどうしても山際の土地、今の水田対策交付金ですかね、それを受けて何とか利用する農家の方が契約を結んでいっている訳ですけど、それも契約期日満了前に止めますと、令和8年までにあと2年、3年しかないのもう水張りではできませんので止めますと増えてきている。それから今日の農業新聞で、水田利活用交付金の中で、飼料米については8万円あるのを年に5万円ずつ減額していくというようなことが書いてありましたが、これが飼料米だけに留まってくればいいんだけどなと心配したのです。飼料米の8万円、それにWCSまでかかってきたら何とも大事になると思ってですね、非常に心配ばかりで、ただ米の受給が少し締まってきたということですが、これが全国的に30kgで500円くらいの農協の概算払いということで、再生産の利用にはとてもおぼつかない米の値段だと思います。ウクライナにロシアが進行して大変な穀物の世界の輸出が滞っていると、それからイスラエルとパレスチナの戦争ですね。そういったことで、世界が二極化されて何か世界戦争前のような感じがしてたまらないのです。だから食料の自給率の向上というのは喫緊の課題だと思います。農業委員、推進委員の皆様、農地を荒地にしないように一つ一生懸命、作りきれないという人は作れる人に向けていただくような努力を、今まで以上に取り組んでいただければ幸いに思います。また私の癖で話が長くなってしまい申し訳ないです。

それでは、議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

議事録署名人の指名を行います。11番大石委員、11番久保委員にお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から3ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、各種報告の説明をさせていただきます。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案の1ページから2ページにかけまして21件でございます。こちらの農地につきましては、今年度の農地中間管理事業の重点地区であります今福町東免、仏坂免、浦免、志佐町池成免、庄野免でございます。借人は、今福町及び志佐町の主に担い手でございます。基盤法での契約から農地中間管理機構との契約による借り換えのための解約するものでございます。貸人、借人、農地の表示等の読み上げにつきましては、割愛させていただきます。議案は3ページでございます。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件でございます。被相続人は、 氏、相続人は、東京都品川区在住の 氏です。農地の所在は御厨町高野免字里風田 の一筆です。地目は畑、面積は296㎡です。被相続人、 氏は、令和5年5月7日に死亡されており、令和5年9月21日に相続登記が完了したということで、相続人から10月11日に届出がありまして、同月16日に受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。(以下資料の読み上げ)

農地法関係
令和5年9月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	池山 守	株式会社池山工建 代表取締役 池山 誠治	資材置場及び駐車場	2,030 ㎡	R5.10.13 許可
	山口 昇	前川 圭士	貸駐車場用地	578 ㎡	R5.10.13 許可

続きまして、提案事件の集計表です。(以下資料の読み上げ)

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
4条	一般個人住宅	1		692 ㎡	692 ㎡
申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
5条	コンテナハウス建築用地及び駐車場用地	1		222 ㎡	222 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		39	101,391.04 ㎡	10,059 ㎡	111,450.04 ㎡
	賃貸借	23	51,061 ㎡	9,484 ㎡	60,545 ㎡
	使用貸借	16	50,330.04 ㎡	575 ㎡	50,905.04 ㎡
計		39	101,391.04 ㎡	10,059 ㎡	111,450.04 ㎡

承認関係

内 容	件数	面積		
	筆数	田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について	17	52,350 ㎡	9,484 ㎡	61,834 ㎡
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	4		3,631 ㎡	3,631 ㎡

報告は以上でございます。

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。

続きまして、議事に移ります。議案5ページ議案第59号農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。
関係資料を76～80ページに掲載しております。申請人は御厨町里免番地、氏です。土地の所在地は、御厨町里免字丸田、畑692㎡です。農地区分は、都市計画法の用途地域第2種低層住居専用地域にある農地のため第3種農地です。転用の目的は、一般個人住宅を建築するというものです。土地利用計画については79ページの配置図をご覧ください。まず、申請面積が692㎡です。しかしながら法面が242㎡ございますので、住宅の有効面積が450㎡となり、住宅の上限面積500㎡を下回りますので問題ない計画でございます。土地の形状が横長で、図面のとおり住宅を建築されるということでございます。基本的に土地に関しましては、造成のみを行われるということです。排水は雨水については、自然流下と既存の水路へ放流、污水及び生活雑排水については浄化槽で処理後に既存の水路へ放流されるということです。近隣の営農に関して、北西に畑がありますが未耕作の状況です。また、この土地の所有者は申請人の親類で、既に住宅建築について話をされているということで、近隣の営農についても特に影響はないと考えております。最後に、融資証明により資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと思われまます。なお、本日は地元委員の梶山委員が欠席されておりますが、現地確認の際には、本申請については問題なしとのご意見でありましたので申し添えさせていただきます。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について現地を確認された委員さんご意見を伺いたいと思います。農業委員13番松永委員お願いいたします。

農業委員 農業委員13番松永です。10月20日に大石委員と梶山委員と事務局と現地確認いたしました。現地は道路に面した所にあつて、その下に法面があつて、その下に水路があると。また法面も本人の土地であり、雨水排水も問題なし。浄化排水の方も法面を通り水路へと流れていくということで問題ないと思ひます。皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは事件番号 1 番について審議いたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

農業委員 (武部委員挙手)

議 長 はい、武部委員どうぞ。

農業委員 ちょっと気になることを確認します。77 ページの位置図ですね。これは
おそらく 3, 000 分の 1 くらいの平面図だと思います。これは実は地目は畑
なんですよね、こういう所に何で畑があるのか。それで造成をされるとでし
ょうけども、これ土留め工事も何もない、土羽がある、高さもある。もう災害が
あってもおかしくないんじゃないかなと思うんですが。いかがでしょうか。
(武部委員)

議 長 事務局お願いします。

事務局 基本的に現状のまま整地をされるという計画ではありました。併せておっし
やるような危険性もあるとは思いますが、都市計画課の建築の方ともこの住
宅の建築に関しましては色々と協議をされての上でのことになると思いますの
で、農業委員会が判断する農地法上としては問題ないのかなと思います。ご質
問のことについては別の方法で確認されているのではないかと思います。

議 長 よろしいでしょうか。発言をされる時は、私がよく目が見えない時があるも
のですから、発言の際は、農業委員何番、推進委員何番ということ、お名前を
言ってから発言してもらえないでしょうか。記録の都合もございますので。よ
ろしく願いいたします。
他にございませんか。

事務局 議長、すみません。よろしいでしょうか。

議 長 事務局どうぞ。

事務局 先ほどのように回答させていただきましたが、念のために具体的な土地の利
用状況について確認をいたしまして、結果的な報告にはなりますけれども、次
回の総会の時に、前回のご質問についてということでお答えをさせていただき
たいと思います。それでもよろしいでしょうか。

農業委員 それでもいいんだけど、まずね、法面がだいたい 3 m 前後ある訳ですな。そ
したら土羽であれば必ず崩れてきますよ。そこら辺は後々のことを考えれば心
配だなというところです。(武部委員)

議 長 これは、法面ですかね、土羽ですかね。この緑の部分は切り取ってからですかね、埋め立てですかね。どうなるんですかね。

事務局 元々の形がこういう、現時点では形がこういう土地の形状になっているんです。緑の部分は手を加えたものではなく以前から現在まで続いている法面の状態になるので、そこを今回の住宅を建築するに当たって改めて削るとかそういう計画はないようなんです。あくまでも住宅が建てられる図面の白いところを整地して利用するというそういう計画です。ただ、武部委員さんが言われるように崩れるというところも考えられると思いますので、その点については具体的な全体的な土地の利用の方法をですね、それを改めて、繰り返しになります。事後的な報告にはなりますが、次回の総会の時にお話しはさせていただきたいと思います。

議 長 武部委員よろしいでしょうか。他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第59号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして6ページ、議案第60号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。関係資料を81～85ページに掲載しておりますので適宜ご覧いただければと思います。

借人は鷹島町神崎免■■■■■、■■■■■氏。貸人は大村市沖田町■■■■■、■■■■■氏です。土地の所在地は、鷹島町三里免字古池■■■■■、畑222㎡です。農地区分は、小規模の団地に属し土地改良事業の行われていない農地ですので第2種農地と判断しました。転用の目的は、土地を無償で借り受けまして、弁当の製造販売のためのコンテナハウスを建築し併せて駐車場用地の整備をするというものです。具体的な84ページの配置図をご覧ください。図面のとおり、お弁当の製造販売所がコンテナハウスで設置されまして、西側に駐車場3台分の整備をするという計画です。排水は、雨水は自然流下です。汚水は仮設トイレの設置をされるということで、これは汲み取り。弁当の製造過程で発生する雑排水に関しては、ゴミや油等を取り除き県道側溝へ放流されるという計画でした。具体的な雑排水の処理設備に関しましては、保健所許可を出される際に現地を直接確認しますので、そちらの方で問題ないと考えております。また、県道への放流は申請者において田平土木事務所へ確認していただきました。結果として問題なしとのことで回答があったということです。近隣の営農に関しましては、隣接する農地はありませんでした。最後に、預金通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に進められると考えております。以上皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員13番松永委員お願いいたします。

農業委員 農業委員13番松永です。大石委員と久保委員と事務局とで10月20日に現地確認を行いました。説明にもありましたように、用地は県道に面したところにありまして、雨水は県道側溝へ流れると。また雑排水は浄化されて同じ側溝へ流すということで問題ないと思っております。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見を願います。農業委員12番久保委員願います。

農業委員 農業委員12番久保です。事件番号1番については、10月20日に現地確認の立ち合いを行いました。先ほど事務局から説明報告がありましたように、この転用に関しましては、何も支障はないように思いました。ご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。私からお尋ねしたいのですが、保健所の許可は済んでいるということで大丈夫だと思うのですが、雑排水もそれも量によるんだと思うのですが、県道側溝に流すということでしたが、先ほど浄化されてというお話をありましたが、浄化槽とかの図面はこれに載っていないのですが、その辺はどうなのでしょう。保健所の許可が出ていれば別に問題ないのでしょうか。

事務局 特別浄化槽とかを設置をする訳ではなくて、弁当の販売製造上、作った時にその中に、名称は覚えてないのですが、ゴミ等を取り除く設備をした上でそこで浄化をして流すということでございました。その方法に関しては1階の市民生活課の環境の方でもそういう方法でも問題ないという判断がなされて、なお且つその設備に関しましては県北保健所で問題ないかということを確認された後に確認をして営業開始をするということでございましたので、その辺りの心配は解決できると考えております。

議 長 ありがとうございます。理解をいたしました。それでは、事件番号1番について審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第60号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして7ページ、議案第61号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第61号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和5年10月30日としております。議案は8ページから9ページにかけまして賃貸借再設定分が21件、9ページに賃貸借 新規分2件、使用貸借 再設定分3件と新規分2件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。確認のお時間を取りますので、各担当地区の委員のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 (なし)
議長 なければ、議案第61号農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和5年10月30日といたします。
続きまして14ページ、議案第62号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第62号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する。というものでございます。今回の計画要請は17件でございます。全てA to Bで公社が貸し付ける分です。15ページから45ページにかけまして、耕作者情報、各筆明細、経営状況等を掲載してございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ここでお時間を取りますので、ご自分の担当される地区のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、議案第62号農用地利用集積等促進計画の要請については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請いたします。
続きまして49ページ、議案第63号農用地利用集積計画（一括方式）の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第63号農用地利用集積計画（一括方式）の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を決定する。というものでございます。議案50ページか

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでお時間を取りますので、担当地区分
のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございませんか。

議 長 なければ、議案第 6 3 号農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
 については、計画どおり決定し、公告予定を令和 5 年 1 0 月 3 0 日といたしま
 す。

事務局 議案第64号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。前方スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。番号1です。申出人は佐世保市もみじか丘町[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、志佐町白浜免字小黒潮[REDACTED]、台帳上の現況地目は畑433㎡です。申出人によれば20年以上前から耕作しておらず山林化しているとのことでした。現地確認は、柿山委員さんと事務局で行いました。ご覧いただいているとおり、現地は斜面地でございます、山林化しております。仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく「山林」として非農地とすることが妥当であると考えます。

最後、番号4です。申出人は岐阜県岐阜市森西[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、御厨町大崎免字濱田[REDACTED]
番。台帳上の現況地目は畑92㎡です。申出人によりますと5年以上前から
耕作しておらず原野化しているとのことでありました。現地確認は大久保委
員と事務局とで行いました。先ず、スライドのとおり原野化が進んでいるこ

とが確認できました。併せて、申請地は道路の法面に当たる場所にありまして、進入路がありませんでした。ですので、耕作が困難であることが原野化の原因のように思われました。このような状況から、仮に復旧したとしても面積が狭く、併せて進入路が無いと機械の利用が困難であって今後の継続した営農の見込みがないことから「原野」として非農地とすることが妥当であると考えております。なお、本日は地元の久保委員が欠席されておりますが、同様のご意見でございまして、復旧しても継続した営農の見込みがないため非農地相当であると話されておりますので申し添えます。

以上、4件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番について地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員17番柿山委員お願いいたします。

委 員 農業委員17番の柿山です。10月18日に現地の立会いを行いました。先ほどの写真を見られて分かりますとおり20年以上前から耕作されていません、ただここが433㎡ありますけれども、ほとんどが下の民家の方に地滑りしてるんですね、もう畑に帰すのは不可能だと思いました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして2番及び3番について、地元委員のご意見を伺います。農業委員4番益本委員お願いします。

委 員 農業委員4番の益本です。19日の日に事務局の皆さんと一緒に現地確認をしました。写真を見られたような形で竹林化しておりましてなかなか復旧するのは難しいと感じましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。只今、地元委員さんからのご意見を伺いました。各委員さんから何かご意見はございますか？
はい、農業委員7番武部委員よろしくお願いいたします。

委 員 この4件についてですが、まず国土調査があつてかどうかを確認をしないといけないし、要するにそれを無視すると、今からするんであれば自分で地目変更登記すると10万前後かかるんですよ。必ずね。そうではなしにそういうのがあるのが無いのか、今からあるのかとか確認する必要があるということです。だから済んだところもございますよね、おそらくね白井免は済んだかも分かりませんが、後は大崎免ですね、そういう所を確認してから進めていただければと思いますけど。

議 長 はい、事務局お願いいたします。

事務局 来月以降、その辺も含めまして確認をして必要に応じて総会の中で調査結果ということでお話をさせていただきたいと思います。

議 長

それではよろしいですか。ありがとうございます。事件番号4番については、先ほど説明がありましたように確認をして済んでおりますので、今日はおいでになっていませんが、その様に事務局の方に確認済みということで届けてありますのでよろしくお願いいたします。

無ければ、議案第64号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものいたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、協議事項に入ります。本日は報告とお願いということで何点かございます。

- ・「農業委員会の委員旅行の中止について」
- ・「地域計画策定に係る協議の場の日程について」
- ・「全国農業新聞の購読推進について」
- ・「農業委員・最適化推進委員改正に伴う応募状況について」
- ・「大分県九重町農業委員会からの視察研修について」
- ・「全国農業新聞の掲載記事（松浦市農業委員会地域計画）について」
- ・「女性新任委員初任者研修会の動画について」
- ・「タブレット端末の利用上の注意点について」

議 長

以上をもちまして、10月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、11月27日月曜日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 46 分